

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱

令和6年3月29日5福祉高施第1550号
一部改正 令和6年11月8日6福祉高施第1313号

1 目的

この要綱は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、その運営費等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 交付対象者

この補助金の交付対象者は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）を都内に設置し、適正な運営を行っている社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下「法人」という。）とする。

3 交付の対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、当該年度の1月1日までに法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）であって、都内に所在する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は除く。

また、従来型施設とユニット型施設が同一建物内にあり経営資源を共有している場合は、実態として一体として使用されているものとみなし、両定員を合算した1施設として扱う。

なお、次の各号のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人が設置するもの
- (3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事（以下「知事」という。）が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
- (5) 令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの
- (6) 令和6年度中に、休止又は廃止を行うもの

4 暴力団の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

5 交付対象経費及び算定基準

この補助金の対象となる経費及び算定基準は、別表のとおりとする。

なお、各区分の合計が0円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする法人は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、知事に提出するものとする。ただし、提出期限以降に開設する施設にあっては、開設後速やかに知事に提出するものとする。

7 補助金の変更交付申請

この補助金の交付申請内容を変更しようとする法人は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

8 補助金の交付決定

知事は、6の補助金交付申請書又は7の補助金変更交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、10の条件を付して補助金の交付を決定し、法人に通知する。

9 補助金の交付方法

この補助金は、8で決定した額を2回に分けて概算で交付する。各回の交付割合は次に掲げる表1によることとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合や変更交付決定により差額が生じた場合は、第2回で調整することとする。なお、当該年度中に、交付対象施設の開設、休止又は廃止を行う場合は、この限りではない。

表1 交付額の交付割合

第1回	第2回
6の交付補助金交付申請に基づき、「8 補助金の交付決定」で定めた額の5割	7の補助金変更交付申請に基づき、「8 補助金の交付決定」で定めた額から第1回交付額を差し引いた額

10 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

法人は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

法人は、知事の求めがあったときには、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。

(5) 補助事業の遂行命令等

ア 知事は、法人が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 法人がアの命令に違反したときは、知事は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告

法人は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は(2)のイの規定により廃止の承認を受けたときは、別に定める日までに実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(7) 補助金の額の確定

知事は、(6)の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知する。

(8) 是正のための措置

知事は、(7)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(9) 決定の取消し

ア 知事は、法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(7)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(10) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(9)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

イ 知事は、(7)の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(11) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(9)のアの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、法人は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く)を納付しなければならない。

イ 知事が法人に対し、補助金の返還を命じた場合において、法人がこれを納期日までに返還しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(12) 違約加算金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における(11)のアの規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

イ (11)のアの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金の計算

(11)のイの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

知事は、法人に対し、補助金の返還を命じ、法人が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、法人に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺

するものとする。

(15) 財産処分の制限

ア 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

イ 法人が知事の承認を受けてアの規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

ウ 法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

1.1 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける法人は、交付対象施設の運営に当たって、別紙に定める「交付対象施設の運営上の留意事項」を遵守するものとする。

1.2 報告

法人は、知事に対し、施設の運営状況等を6に定める補助金交付申請を行うときまでに、特別養護老人ホームの基準適合（実施）状況（別記第4号様式）により報告しなければならない。

1.3 財務情報等の公表

法人は、施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況、職員状況を所定の様式により作成し、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならない。

なお、財務情報等の公表にあたっては、東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（以下「公表要綱」という。）の規定を準用する。

ただし、公表要綱別表1「民間社会福祉施設サービス推進費補助」とあるのは、「特別養護老人ホーム経営支援補助」と、公表要綱別表2「東京都民間社会施設サービス推進費補助金交付要綱第10」とあるのは、「令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱第10（6）」と読み替えるものとする。

1.4 特別基準

特別の事情により、5から7までに定める算定基準、交付の手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則（令和6年3月29日5福祉高施第1550号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月8日6福祉高施第1313号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 5 関係）

交付対象経費及び算定基準

- （１）この補助金の交付の対象となる経費は、交付対象施設の運営費等、交付対象施設のための施設整備費積立金等とする。
- （２）この補助金の交付額は、次の表に定める基準額により算定された額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合には、項目ごとにこれを切り捨てる）とする。ただし、０円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。

区 分			基準額等
利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備	1 あん摩マッサージ指圧師加算		付表 1 に掲げる額
	2 小規模施設加算		付表 2 に掲げる額
	3 島しょ加算		別に定める額
	4 町村部特別加算		別に定める額
	評価加算	5 医療対応強化支援加算	付表 3－1 に掲げる額
		6 努力・実績加算	付表 3－2 に掲げる額
	7 サービス評価・改善計画加算	福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・状況の公表	600,000円
		利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円

- 注 1） 1「あん摩マッサージ指圧師加算」については、平成 12 年 3 月 31 日以前から引き続き常勤雇用関係（再任用含む）にある視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師を、平成 12 年 4 月 1 日以降も配置する場合に限り対象とする（平成 12 年 4 月 1 日以降に採用した場合は対象外）。
- 注 2） 4「町村部特別加算」については、島しょ地域を除いた町村部に存する施設を対象とする。
- 注 3） 7「サービス評価・改善計画加算」については、「公表要綱」を準用する。公表要綱別表 2「東京都民間社会施設サービス推進費補助金交付要綱第 10」とあるのは、「令和 5 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱第 10（6）」と読み替えるものとする。
- 注 4） 令和 6 年度中に認可を受けて開設又は定員の増・減員を行った施設における算定基準の定員、月数及び金額（年額・月額）については、その日付の属する月から当該年度終了時までの月数に応じて、新たに算出するものとする。
- 注 5） 令和 6 年度中に休止した施設にあっては、休止開始日が属する月から再開日が属する月又は当該年度終了時のいずれか早い方までの月数に応じた額を控除して算出し、令和 6 年度中に廃止した施設にあっては、廃止日の翌日が属する月から当該年度終了時までの月数に応じた額を控除して算出するものとする。

付表 1

「あん摩マッサージ指圧師加算」 基準額表 （月額）

定員 （人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他
3 0～3 9	402,000	403,000	406,000	407,000
4 0～4 9	364,000	365,000	369,000	370,000
5 0～5 9	326,000	327,000	332,000	334,000
6 0～6 9	288,000	290,000	295,000	297,000
7 0～7 9	250,000	252,000	258,000	261,000
8 0～8 9	212,000	214,000	222,000	224,000
9 0～9 9	174,000	177,000	185,000	188,000
1 0 0～1 0 9	136,000	139,000	148,000	151,000
1 1 0～1 1 9	230,000	234,000	244,000	247,000
1 2 0～1 2 9	192,000	196,000	207,000	211,000
1 3 0～1 3 9	154,000	158,000	170,000	174,000
1 4 0～1 4 9	116,000	121,000	133,000	138,000
1 5 0～1 5 9	78,000	83,000	97,000	101,000
1 6 0	40,000	45,000	60,000	65,000

注）地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。

付表 2

「小規模施設加算」 基準額表 （月額）

定員 （人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他
3 1～3 9	939,000	927,000	909,000	888,000
4 0～4 9	932,000	921,000	902,000	882,000
5 0～5 9	776,000	767,000	752,000	735,000
6 0～6 9	466,000	460,000	451,000	441,000

注 1）都が別に指定する施設については、これによらずに別に定めるものとする。

注 2）地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。

付表 3 - 1

「医療対応強化支援加算」の基準額表

1. 夜勤看護職員配置加算

(単位：千円)

配置状況等		基準額
(1) 夜勤時間帯を通じて、右記のとおり看護職員を配置している。	週1日以上3日未満	200
	週3日以上7日未満	400
	週7日	600
(2) 施設内に看護職員が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制をとっている。		100

(注1) 夜勤時間帯とは、午後10時から午前5時までを含む連続する16時間で、施設で任意で定める時間とする。

2. 配置医勤務時間加算

(単位：千円)

配置状況等	基準額
(1) 配置医（非常勤を含む）の勤務時間が常勤換算方法で0.5を満たしている（ただし、入所者が100を超える施設は、0.5に加えさらに常勤換算方法で入所者を200で除した数以上を満たすこととする）。	2,000
(2) 施設内に配置医師が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制をとっている。	100

(注1) 入所者数の算定に当たっては「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日付老企第40号）の規定に従うものとする。また、入所者数には、併設又は空床利用型の短期入所生活介護の利用者は含めない。

付表3-2

評価加算 「努力・実績加算」の補助額

以下の（１）～（23）の項目について、令和6年度における各施設の実績が、指標数字に示す割合等を超えている場合、当該項目のポイントを獲得したものとし、各施設が獲得したポイントを合計した総ポイント数に応じた額を加算

1 ポイントの項目及び指標数字

No.	項目		指標数字	ポイント数		
				大規模施設 (定員70名以上)	小規模施設 (定員69名以下)	
1	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置（2：1）	令和6年4月時点（※）において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上配置している。 （2：1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置）	5		
2		外国人介護職員の活用	外国人が働きやすい環境を整備し、4月1日現在、1年以上継続雇用している常勤(※)の外国人介護職員がいる。 ※雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数を勤務する者	2		
3		介護職員の医療対応力向上	4月1日現在、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者を配置するとともに、介護職員に対し当該研修の受講機会の確保や特定行為業務従事者の登録を支援している。	2		
4		専門的看護師の配置	4月1日現在、専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、特定行為研修を受けた看護師を配置している。	3		
5		職員定着率の向上①	令和6年4月1日時点において、令和5年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85％以上（離職率が15％以下）	5		
6		職員定着率の向上②	チューター制度を導入した上で、新規採用職員向けの教育プログラム（施設内研修）を構築している。 ただし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に職員を採用した施設は、教育プログラム（施設内研修）を実施していること。	3		
7		介護職員のメンタルケア対策の強化	精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談対応を実施している。	5	10	
8		育児と仕事の両立の支援	育児と仕事の両立を支援するための休暇制度の整備や男性の育児参加を推奨するための取組等を行っている。	3		
9		ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターを配置した上で、年間37日以上ボランティアを受け入れている。	3		
10		障害者の雇用	令和6年4月1日時点（※）において、障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得されている方）を雇用している。 ただし、あん摩マッサージ指圧師加算の対象者は除く。	2		
11		介護現場のDXの促進	介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組を進めることで、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図っている。	3	6	
12		自治会等との防災訓練の実施	福祉避難所以外で、災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4		
13		島しょにおける人材確保（島しょ地域の施設のみ対象）	島しょ地域外に住所を有している職員を採用するとともに、赴任時の旅費や住居手当の一部を負担するなど、職員の定着を図っている。 （令和3年4月1日～令和7年3月31日の期間に採用した職員）	10		
14			島しょ地域外における資格取得及び技術向上のための研修に年に延べ7日以上参加している。	8		
15	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	令和6年4月1日時点（※）において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を入所者の5％以上受け入れている。	5		
16		透析が必要な要介護者の受入れ	透析を要する入所者の受入体制を構築した上で、受け入れを実施している。	3	6	
17		社福軽減の実施	令和6年4月1日（※）時点において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。	5		
18		他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間7回以上又は延べ7日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	3	10	
			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間4回以上又は延べ4日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	2	6	
			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間1回以上又は延べ1日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	1	3	
19		施設の空き情報の適切な提供	入所を希望する希望者の選択に資するよう、「介護サービス情報の公表」の「空き人数」の項目を定期的に更新している。	4		
20	地域社会への貢献等	福祉避難所としての訓練等の実施	区市町村から福祉避難所としての指定を受けている施設で福祉避難所を運営するための訓練や備蓄等を行っている。 ただし、「事業継続計画に基づく訓練の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4		
21		次世代への介護の魅力発信	職場体験等により小学校・中学校・高校の児童・生徒を受け入れている。	2	4	
22		講座・サロン等の開催	施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する年間37日以上の配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年9回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	5	10	
			介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年3回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	4	8	
			介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年1回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	2	4	
23	第三者評価等未受審又は財務情報等の未公表		令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したものの。	-8		

※年度途中に開設した施設は、開設日を基準日とする。（ただし、補助対象年度の1月1日までに開設した施設のみ）

2 施設ごとの加算額算定方法

交付対象施設ごとの加算額は、東京都が定める1ポイントあたりの補助単価 × 交付対象施設の獲得ポイント数 とする。

別紙

(令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱11関係)

交付対象施設の運営上の留意事項

社会福祉法人は、交付対象施設の運営等に当たっては、次の各項に留意し、遵守するものとする。

1 適正な運営の確保

- (1) 交付対象施設の運営等に当たっては、法令等の規定に従うことはもとより、行政指導にも基づき、利用者の要望に応える安心と信頼あるサービスの提供を行うこと。
- (2) 利用者の要望に的確に応えるため、サービスの自己評価の実施や、苦情やトラブルに対する仕組みを構築するとともに、これらの積極的な情報公開を行うこと。
また、福祉サービス第三者評価を原則として受審すること。
- (3) 交付対象施設については、介護保険制度のもと、早急に、社会福祉法人の独自性ある施設経営全般の改革を行い、より効率的かつ安定的な自立経営に取り組むこと。
- (4) 施設の経営責任を明確にし、社会福祉法人の性質に見合った役員報酬、給与とするなど、適切な資金運用を行うこと。

2 職員の配置

交付対象施設は、平成24年東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第40号」という。）及び平成24年東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第41号」という。）がその運営の基本となる。このうち、基準条例第40号においては第4条第1項を、基準条例第41号においては第4条の基準を、従来の補助制度等の経緯も踏まえ特に遵守しなければならない。また、併せて平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」についても同様とする。

別記第 1 号様式

捨
印

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

法人所在地
法 人 名
代 表 者 名

印

令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付申請について

令和 6 年度において、本会が設置する の運営等に要する費用
に対する東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金として、関係資料を添えて、下記の金額
の交付を申請します。

- 1 申請額 円
- 2 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書
別記第 1 号様式の 2 のとおり
- 3 事業計画書
別記第 1 号様式の 3 のとおり

(添付書類)
予算書（又は見込書）抄本

番	号	K
施 設 名		
担 当 者		
連絡先電話番号		

別記第1号様式の2

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書

(施設名) (単位：円)

区 分		都補助金所要額
あん摩マッサージ指圧師加算 (円 × か月)		
小規模施設加算 (円 × か月)		
島しょ加算		
島しょ特別加算		
町村部特別加算		
評価加算	医療対応強化支援加算	
	努力・実績加算	
サービス評価・改善計画加算		
合 計		0

(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。

(注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。

(注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。

別記第 1 号様式の 3

令和6年度事業計画書

- 1 設置・経営主体（法人名）

- ## 2 施設名

- 3 入所者数 名・定員 名

- 4 職員配置（令和6年4月1日時点） (人)

職種	配置基準	現員 又は 常勤換算
施設長	1	
医師	必要数	
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	
介護職員及び看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	
栄養士	1以上	
機能訓練指導員	1以上	
介護支援専門員	1以上	

注)「3 入所者数」については、平成12年3月17日付老企第43号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。

なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。

- 5 平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師の配置状況（令和6年度各月1日時点 ※申請日以後の状況は見込みを記入すること。）

[illegible]

あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日
 年 月 日

別記第 2 号様式

捨
印

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

法人所在地
法 人 名
代 表 者 名

印

令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の変更交付申請について

令和 6 年 月 日付 6 福祉高施第 号により交付決定を受けた令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて、下記のとおり、交付額の変更を申請します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 変更申請額 | 円 |
| | 既交付決定額 | 円 |
| | 今回追加（又は減少）額 | 円 |
| 2 | 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書
別記第 2 号様式の 2 のとおり | |
| 3 | 事業変更計画書
別記第 2 号様式の 3 のとおり | |

(添付書類)
予算書（又は見込書）抄本

番	号	K
施	設	名
担	当	者
連絡先電話番号		

別記第2号様式の2

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書

(施設名)

(単位：円)

区 分		都補助金所要額(変更後) ①	都補助金(当初交付決定額) ②	今回追加額 (①－②)
あん摩マッサージ指圧師加算 (円 × か月)				0
小規模施設加算 (円 × か月)				0
島しょ加算				0
島しょ特別加算				0
町村部特別加算				0
評価加算	医療対応強化支援加算			0
	努力・実績加算			0
サービス評価・改善計画加算				0
合 計		0	0	0

(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。

(注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。

(注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。

1 変更の内容

変 更 事 項	当 初 計 画 内 容	変 更 計 画 内 容

2 変更の理由

別記第3号様式

捨
印

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

法人所在地
法 人 名
代 表 者 名

印

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の事業実績報告について

令和6年 月 日付6福祉高施第 号により交付決定を受けた令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて事業実績を報告します。

- 1 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書
別記様式第3号の2
- 2 事業実績報告書
別記様式第3号の3

(添付書類)
決算書（又は見込書）抄本

番 号 K
施 設 名
担 当 者
連絡先電話番号

別記第3号様式の2

令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書

(施設名) (単位：円)

区 分		都補助金所要額 ①	都補助金交付額 ②	要返還額 (②－①)
あん摩マッサージ指圧師加算 (円 × か月)				0
小規模施設加算 (円 × か月)				0
島しょ加算				0
島しょ特別加算				0
町村部特別加算				0
評価加算	医療対応強化支援加算			0
	努力・実績加算			0
サービス評価・改善計画加算				0
合 計		0	0	0

(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。
(注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。

令和 6 年度事業実績報告書

- 1 設置・経営主体（法人名）
- 2 施設名
- 3 入所者数 名・定員 名
- 4 職員配置（令和 7 年 3 月 3 1 日時点） （人）

職 種	基 準	現 員
施 設 長	1	
医 師	必要数	
生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに 1 以上	
介 護 職 員 及 び 看 護 職 員	入所者の数が 3 又はその端数 を増すごとに 1 以上	
栄 養 士	1 以上	
機能訓練指導員	1 以上	
介護支援専門員	1 以上	

注） 3 入所者数については、平成 1 2 年 3 月 1 7 日付老企第 4 3 号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。
なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。

- 5 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサー
ジ指圧師の配置状況（令和 6 年度各月 1 日時点） （人）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月

あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日
年 月 日

施 設 名 _____

令和 6 年度特別養護老人ホームの基準適合（実施）状況

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年東京都条例第 4 0 号）及び東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年東京都条例第 4 1 号）について、貴施設の実施状況等を記入してください。

また、各々の基準に適合している判断できる項目には「適」に○を付けてください。「適」に○が付かない場合は、その理由と今後の計画及び達成予定時期を記入してください。

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
基 本 方 針	3	3		適
構造設備の一般原則	1 0	—		適
設 備 の 専 用	1 2	—		適
職 員 の 資 格 要 件	5	—		適
職 員 の 専 従	6	—		適
運 営 規 程	1 3	9		適

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
非 常 災 害 対 策	3 1	3 9		適
記 録 の 整 備	3 2	4 1		適
設 備 の 基 準	1 1	5		適
職 員 の 配 置 基 準	4	4		適
内容及び手続の説明及び同意	－	1 2		適
提 供 拒 否 の 禁 止	－	1 3		適
サービス提供困難時の対応	1 4	1 4		適
受 給 資 格 の 確 認	－	1 5		適

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
要介護認定の申請に係る援助	－	１６		適
入 退 所	１５	１１		適
サービス提供の記録	－	１７		適
利 用 料 等 の 受 領	－	１８		適
保険給付の請求のための証明書の交付	－	１９		適
入所者の処遇に関する計画（施設サービス計画）	８	８		適
処 遇 の 方 針	１６	２０		適
介 護	１７	２１		適

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
食 事	1 8	2 2		適
相 談 及 び 援 助	1 9	2 3		適
社会生活上の便宜の提供等	2 0	2 4		適
機 能 訓 練	2 1	2 5		適
健 康 管 理	2 2	2 6		適
入所者の入院期間中の 取扱い	2 3	2 7		適
入所者に関する区市町 村への通知	—	2 8		適
管 理 者 に よ る 管 理	—	6		適

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
施 設 長 の 責 務	7	7		適
勤 務 体 制 の 確 保 等	9	1 0		適
定 員 の 遵 守	2 4	2 9		適
衛 生 管 理 等	2 5	3 0		適
協 力 病 院 等	2 6	3 1		適
掲 示	－	3 2		適
秘 密 保 持 等	2 7	3 3		適
広 告	－	3 4		適

項 目	基 準		実 施 状 況 、 今 後 の 計 画	適 合 状 況
	特	指		
居宅介護支援事業者に 対する利益供与等の禁 止	－	３５		適
苦 情 処 理	２８	３６		適
地 域 と の 連 携 等	２９	３７		適
事故発生の防止及び発 生時の対応	３０	３８		適
会 計 の 区 分	－	４０		適

(注)「特」欄の数字は東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第４０号）の該当条番号を、「指」欄の数字は東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第４１号）の該当条番号を表す（ユニット型及び一部ユニット型については省略）。